

答 申 書

特別職の報酬等について

令和8年2月20日

小野市特別職報酬等審議会

令和8年2月20日

小野市長 蓬 萊 務 様

小野市特別職報酬等審議会
会長 萩原 絹夫

特別職の報酬等について（答申）

令和8年1月8日付第6号で、諮問のあった標記のことについて、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1 報酬等の額について

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料の月額については、現行の額に据え置くことが適当である。

市長 980,000円

副市長 794,000円

教育長 695,000円

- (2) 議長、副議長及び議員に係る議員報酬の月額については、現行の額に据え置くことが適当である。

議長 528,000円

副議長 449,000円

議員 409,000円

2 審議会開催状況

	開催日	内容
第1回	令和8年1月8日(木)	任命、諮問、参考資料等の説明 審議の視点等の検討
第2回	令和8年1月23日(金)	報酬改定等の審議 答申案の審議

3 審議の経過

本審議会は、令和8年1月8日付で小野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬額について市長より諮問を受け、前回の答申(平成18年度)以降の社会経済状況の変化を踏まえ、近隣市や県内他団体との比較、人口規模等が類似した類似団体の報酬等の状況、人事院勧告と小野市一般職の給与改定状況、人口と職員数及び議員数の比較、市の財政状況、「小野市議会の議員定数に関するアンケート調査結果報告書(令和6年12月)」等の資料を参考に、公平、不偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。

4 審議内容及び結論

(1) 市長等三役の給料

小野市長、副市長及び教育長の給料の月額は、本審議会の前回(平成18年度)の答申を踏まえ、民間給与や市の一般職の給与がマイナス改定されていることなどから、平成19年4月1日より減額されたまま現在に至っている。

特別職の報酬等の額を検討するにあたっては、地方公務員法の適用を受けない特別職であり、生活給である一般職の給与とは性格が異なることを理解しつつ、職務の特殊性を踏まえ、職務の性格や責任に応じたものであるとともに、社会経済状況や人口・財政規模が類似する自治体における報酬等の状況、一般職の給与改定の状況等を総合的に勘案して検討を行った。

審議の過程においては、社会経済状況について、民間の給与実態を反映した国の人事院勧告においては平成19年度以降令和4年度までは平均0.07ポイントの伸びであり特に改定増とする理由がなかったが、令和5年度以降の3年間は平均2.4ポイントの伸びとなっており、近年の民間の給与水準及び一般職の給与が上昇していること、県内他市等においては賃金や物価の上昇等を踏まえ増額改定する自治体が増えていることなどを確認した。

また、これまで取り組んできた人事行政改革により人口100人あたりの職員数は0.558人と県内最少の職員数で業務遂行するとともに、26年間で166億円もの削減効果を生み市民目線に立った特色ある施策の展開により、市民満足度を高めていることや、財政力指数をはじめ健全性を維持し続けている財政の状況等に鑑みると近隣他市あるいは類似団体と比較して高い水準であっても問題はなく、基準となる市長の給料月額について昨今の社会情勢に照らして「前回の減額前の額に戻すべきである」との見解で一致した。

しかしながら、その時期については見解が分かれ、令和8年4月1日から実施すべきとの意見もあったが、現在、市民生活に対し国や各自治体において物価高対策がとられている状況及び類似団体の報酬額に比べて高い水準を維持できていることに鑑み、この度は据え置くこととし、社会情勢を慎重に見極めたうえで改めて判断すべきであるとの結論に達した。

(2) 市議会議員の報酬

市議会議員の報酬月額は、前回の答申において平成19年に議員定数を2名削減され県下でも少ない議員数で市政のチェック機能を果たしているとして、民間給与や市の一般職の給与がマイナス改定されているなかであっても引き下げることなく据え置きとされ現在に至っている。

市議会議員の報酬についても市長等三役同様、近隣市や県内他団体、人口規模等が類似した類似団体の報酬等の状況等を踏まえるとともに、市議会議員は、市長等常勤の特別職とは異なり非常勤の特別職であるが、本会議や委員会の開催日以外においても、市民各層の意見を的確に市政に反映させるため、日常的に活動される必要があり、議員報酬以外に生活の糧を持たない専門議員であっても住民の代表として活動できるだけの報酬が確保されるべきであるとの意見があり、それらを総合的に勘案して検討を行った。

審査の過程において、議員報酬の現状は、対市長との割合において42%と県内同規模の団体と同程度の水準にあることを確認した。

また、令和6年12月定例会において、議員定数を2名削減されたことにより総報酬額が約1,400万円削減されることから、今後優秀な人材を確保する意味において、当該削減額を報酬の増額に充てるべきであるとの一方で、ホームページ等で公開されている議員定数検討の市民アンケートにおいて、議員数や議員報酬を見直すべきとの意見も散見されているが、報酬を引き下げるのではなく、報酬に見合う役割と責任を果たすことが強く期待されているものであり、総じて日々の活動をもっと活性化していく必要があるとの意見が大勢を占めた。

当審議会として意見を取りまとめるにあたり、今回の議員定数の削減の取り

組みは評価すべきであるが、来年度においては未だ現行のままであり、次回改選時である令和9年度から定数が削減されると決定していることから、その時点で改めて審議会を開催し検討するべきであるとし、この度は据え置くべきであるとの結論に達した。

5 小野市特別職報酬等審議会委員

会 長	萩原 絹夫	小野市社会福祉協議会
委 員	岡嶋 正昭	小野市観光協会
	北野 達郎	小野市・加東市医師会
	土井 嘉彦	公認会計士・税理士
	中右 真太郎	労働組合
	仁科 初美	社会保険労務士
	深川 洋	小野匠工業会
	藤原 聖子	小野市女性団体連絡協議会
	宮岡 督修	小野商工会議所
	森本 孝	小野市連合区長会

(50音順)